

別記第1号様式(第7関係)

## 会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		第8回 豊島区リサイクル・清掃審議会
事務局(担当課)		清掃環境部 計画管理課
開催日時		平成20年 9月9日(火) 14時00分～15時50分
開催場所		区役所本庁舎4階 議員協議会室
議 題		答申の素案について
公開の 可否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数 3 人
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会 議 録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委 員	松波淳也、小祝慶紀、根本志保子、長澤広幸、平井英男、 大野忠雄、藤居秀三、戸部昇、遠竹よしこ、永野裕子、 高橋佳代子、渡辺くみ子、中村丈一、高埜秀典、鷺崎智恵子、 藤井壽、吉倉英子、庄司佳子、天野義憲、辻陽子、斉藤賢司、 篠靖夫 (敬称略)
	そ の 他	
	事 務 局	計画管理課長、環境課長、環境政策担当課長、豊島清掃事務所長、 計画管理課管理係長、計画管理課計画調整係長、計画管理課資源 リサイクル係長、計画管理課循環型社会推進担当係長、環境政策 担当課環境計画担当係長、豊島清掃事務所作業係長、豊島清掃事 務所指導係長、豊島清掃事務所繁華街対策担当係長

(午後2時00分開会)

○計画管理課長 皆さまこんにちは。定刻でございますので、会長、よろしくお願いいたします。

○会長 皆さま、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまより、第8回豊島区リサイクル・清掃審議会を開会させていただきます。

まず、事務局より、本日の出欠について、報告をお願いいたします。

○計画管理課長 委員の皆さま、ご出席いただきましてありがとうございます。本日の出欠の状況でございますが、山田委員、春田委員から欠席のご連絡をいただいております。また、永野委員からは少し遅れるというご連絡をいただいております。したがって、出席委員数22名でございますので定足数を満たしてございます。よろしくお願いいたします。

○会長 続きまして、本日、傍聴を希望される方はいらっしゃいますか。

○計画管理課長 3名いらっしゃいます。

○会長 それでは傍聴希望者の入室をお願いいたします。

(傍聴者入室)

○会長 それでは、会議次第に従いまして、本日の議事を進行してまいります。

リサイクル・清掃審議会も残すところあと1回の予定となっております。次回は区長への答申を予定しております。今日は前回の審議会で審議しました答申の骨子の内容を踏まえまして、答申の素案について審議をしたいと思います。事前に事務局から送っていただいておりますが、机上にも資料がございます。

事務局より、まず資料の確認をお願いいたします。

○計画管理課長 それでは、資料の確認をお願いいたします。資料についてはそれぞれ右肩に資料番号が付されてございます。まず資料第8-1号でございます。審議会における検討スケジュールでございます。本日は第8回の審議会となります。次、資料第8-2号、豊島区リサイクル・清掃審議会答申素案でございます。次に資料第8-3号ですが、その答申素案の概要をお示ししたものでございます。本日の審議についてはこの資料が中心になるかと思っております。

なお、資料の第8-2号でございますが、先般お送りしたものと同様なのですが、最後に用語解説等の参考資料を綴ってございます。その点が違っております。

それから、最後になりますが、参考資料でございます。前回の審議の中で、豊島区における清掃・リサイクル事業の将来像の部分フロー化の方がわかりやすいというご意見がございましたので、参考までに作成させていただきました。参考資料をご覧いただければと思いますが、上の方が現在の状況でございます。家庭廃棄物、事業系廃棄物に分けてございますが、それぞれの上段のところについては、資源の取り扱い、下段がごみの取り扱いということで整理をしております。下の方が将来像、答申素案に盛り込まれた施策を実施するとどのように変化していくのかを大枠としてお示しをしておりますが、図の中に矢印が書いてございます。右下がりの矢印については資源やごみの量が減少する、右上がりのものについては、資源やごみの量が増加するというところでございます。

配付資料については以上でございますが、揃っていますでしょうか。

- 会長 質問していいですか。素案の最後に、参考資料として添付されているものがございませうけれど、今の参考資料は、付録として、答申に盛り込まれるのでしょうか。
- 計画管理課長 今のところはその予定はしていなかったのですが、もしその方が分かりやすいということであれば、改めて検討させていただきたいと思います。
- 松波会長 答申の素案に関しましては、事前に事務局より送付されておりますが、本日の審議会で内容等を再度確認していただきまして、皆さんから活発なご議論をいただきたいと思ひます。

なお、本日の審議終了は何時を予定されているでしょうか。

- 計画管理課長 まとめ、連絡事項を含めまして、午後4時までに終了いただければと思ひます。
- 会長 わかりました。それでは本日はその時間を目安に答申の素案について整理をしていきたいと思ひます。

それでは、事務局より資料の説明をお願いいたします。

- 計画管理課長 まず、私の説明に入る前に、毎回お願いをしておりますが、ご質疑等をいただく際には、お手元にありますマイクスタンドのボタンを押してご発言いただきまして、発言が終わった段階でもう一度ボタンを押していただきたいと思ひます。ご面倒かと思ひますがよろしくお願ひいたします。

それでは、私から本日の関連資料の説明をさせていただきます。

資料第8-2号と、第8-3号をお取り出しいただきたいと思ひます。主に資料第8-3号、答申素案の概要をもってご説明をさせていただきます。裏表両面印刷をさせていただきます。表面をご覧ください。素案の構成に従ひまして、1番から5番まで付番をしております。

まず1番でございます。答申にあたってということで、冒頭の部分でございますが、これにつきましては、清掃・リサイクル事業を取り巻く現状と、このところ問題になっております気候変動対策に関する動向について記載をさせていただきます。

清掃・リサイクル事業を取り巻く現状でございますが、豊島区の清掃・リサイクル事業、現在大きな転換期を迎えております。具体的には、廃プラスチックサーマルリサイクル及び新資源回収事業を全域展開いたします。また、「3R」を実践し「ごみ半減に取り組むまち・としま」という環境ビジョンも出されております。さらに、廃棄物の適正かつ確実な処理処分に加え、3Rの取り組みについての継続的な推進が求められているという状況でございます。また、国におきましては、第2次循環型社会形成推進基本計画、東京都におきましては、環境基本計画が策定されている状況でございます。

一方、気候変動対策に関する動向でございますが、異常気象の頻発、あるいは平均気温の上昇など、地球温暖化による気候変動の影響が全世界的に危惧されている状況でございます。具体的に今年から1997年に整いました京都議定書における温室効果ガス削減の約束期間がスタートします。2008年から2012年の5年間でございます。また、このところ

のエネルギー価格の高騰によりまして、区民や事業所において天然資源の消費抑制、資源循環の推進への関心が高まっているという状況もございます。こういった状況の中で、豊島区におきましても環境基本計画策定に向けた環境審議会が設置され、また、環境モデル都市提案において、清掃工場排熱利用システムや都市型生ごみ発電などの施策を提示しているところでございます。

こういった状況を踏まえ、資源循環型地域社会の構築に向けた清掃・リサイクル事業のあり方をこれまでご審議をいただいております。

次に、2番目でございますが、清掃・リサイクル事業の現状と課題でございます。何度もこれについては触れてございますので、詳細については述べませんが、3Rの取り組み、この中では容リプラの回収、ペットボトルの店頭回収、リデュース・リユース、集団回収、それぞれについて現状と課題を整理しております。事業系ごみ対策については、事業系ごみの行政収集と繁華街対策という区分で、現状と課題を整理しております。同様に、家庭ごみ対策、システム評価についても、現状と課題を整理しております。

次に、3番目の清掃・リサイクル事業の将来像のところでございます。清掃・リサイクル事業を包括的、横断的に捉えた将来像を示し、具体的なごみ減量の目標を掲げ、区民と事業者との連携を確保した上で、積極的な施策展開を行うことが重要であるということと前段に謳い、今後改定する一般廃棄物処理基本計画における将来像の構築に際して、必要な視点として3点提示をしております。

まず、1点目が各主体の役割や責任の明確化。2点目が、区の地域特性を踏まえた施策の展開。3点目が、環境負荷の低減。この3つの視点に基づいて将来像の構築をしていくということで整理をさせていただきます。

裏面をご覧ください。これまでの審議の中心部分である各施策の方向性でございます。先ほど2番目に挙げました現状と課題の整理に対応させて、それぞれの方向性をここで整理をしております。

まず、(1) 3Rの取り組みでございます。①の容リプラ回収ですが、資源循環型地域社会の実現に向け、課題や条件を整理した上で容リプラ回収を実施する、ということでございます。短期的な対応、中期的な対応、長期的な対応とそれぞれ分けてございますが、容リプラ回収につきましては、短・中期を併せて整理をしております。新資源回収事業の周知・徹底により既存の資源化率を高めると同時に、指定法人ルートへの移行のために必要な条件、具体的には指定保管施設の確保、経費、排出段階での分別や異物除去の負担などを精査の上、容リプラ回収を導入する、となっております。長期的な対応では、その容リプラ回収の定着を図る、という整理でございます。

②のペットボトルの店頭回収でございます。新資源回収事業の実施により、集積所での資源回収回数が倍増することから、店頭での回収は事業者の責任として実施をする、という整理でございます。行政回収から事業者による自主回収への移行ということでございます。

③のリデュース・リユースの部分でございます。より効果的な普及・啓発事業等の実施により、リデュース・リユースが定着した地域の実現を目指すということで、短期的な対応と

しては、使い捨て容器利用抑制推進事業、商店街容器包装利用抑制推進事業等による発生抑制への取り組みを推進する。また、拡大生産者責任の適正な確保を目的とした事業者向けの施策について検討する。中期的な対応として、環境学習の視点からのリデュース・リユースに取り組むとともに、家庭、事業者など、それぞれの特性に応じた普及啓発事業を実施する、としてございます。長期的な対応でございませけれども、普及・啓発の充実を図り、区民・事業者・区の三者による発生抑制システムを検討する。また、地域社会において発生抑制の推進に向けた商品利用やサービス提供が定着するよう、区は環境整備やコーディネートのあるあり方について見直しを継続する、という整理をしております。

最後に、④の集団回収でございませ。地域の変化に対応しつつ、多様な地域組織を、集団回収事業に取り組むことにより、事業の継続・拡大を図る、としております。短期的な対応として、マンションを対象とした集団回収事業を普及・拡大させる。新資源回収事業が集団回収に及ぶ影響を精査する。中期的な対応として、小グループによる集団回収など、参加しやすい仕組みづくりを検討する。長期的な対応として、町会、マンション、小グループが主体となった事業として充実・継続をする、としてございませ。

次に、(2) 事業系ごみ対策でございませ。こちらは2つに分けておりまして、まず、①の行政収集でございませ。事業者による排出実態を踏まえた上で、事業系ごみの行政収集を見直し、廃棄物処理の役割分担を明らかにし、事業者による自己処理責任を徹底する、としております。短期的な対応として、ごみ処理券の貼付指導や適正排出のPRを強化する。小規模事業者が民間収集に切り替えるような誘導的施策を展開する。清掃事業者連絡会等を通して、民間収集事業者との連携を強化する。中期的な対応として、民間収集への移行状況を踏まえ、行政収集の範囲の縮小に向けた準備を行う。事業者を対象としたリサイクルのあり方について検討をする。長期的な対応として、行政収集の範囲を縮小する。生ごみリサイクルの仕組みを構築する、という整理でございませ。

次に、事業系ごみ対策のもう一方、②の繁華街収集でございませ。事業系ごみの民間収集への移行状況を踏まえ、繁華街における毎日収集を見直し、資源回収の導入を図る、としております。短期的な対応として、繁華街地域の収集回数を見直し、あわせて資源回収の導入を検討する。中期的な対応といたしまして、事業系ごみの行政収集見直しと連動させる形で、民間収集移行状況や、排出状況調査結果を踏まえ、さらなる収集回数の縮小を推進する。長期的な対応として、繁華街地域の行政収集は、原則家庭ごみに限定し、他地域に準じた収集体制とする、と整理しております。

次に、(3) の家庭ごみ対策でございませ。家庭ごみの大幅な減量を図るため、家庭ごみ有料化の導入を検討する。ただし、容リプラの資源回収、戸別収集の実施を前提条件として位置づける、としております。短期的な対応として、新資源回収の定着を図るために、消費者にとって身近に感じられる3R施策を展開する。容リプラ回収の検討を深め、導入を図る。戸別収集に関する検討を深める。中期的な対応として、容リプラ回収の導入に加え、生ごみ回収の導入などにより、資源回収を拡充し、ごみの減量を推進する。家庭ごみ有料化導入を見据えた戸別収集のモデル事業を実施する。長期的な対応として、容リプラ回収の定着を図

る。ごみ量の動向を勘案した上で、家庭ごみ有料化、戸別収集の全域実施を図る、ということです。

最後に、(4) システム評価でございます。コスト管理を徹底し、事業の透明性、効率性を高めるため、環境負荷面からの分析を含めた総合的な評価システムに基づいた事業分析、事業評価、計画策定を行う、ということでございます。短期的な対応として、一般廃棄物処理システムの概念を取り入れた事業評価を実施し、P D C Aサイクルに基づいた事業計画のあり方を検討する。ごみの減量の努力が財源に結びつく制度設計について働きかけを行う。中期的な対応として、一般廃棄物処理基本計画の改定に際し、一般廃棄物会計基準や一般廃棄物処理システムの概念を取り入れ、事業コスト、適正処理・処分、環境負荷低減に関する将来像を明らかにする。長期的な対応として、評価システムのレベルアップにより、効果的な施策の実施を図る、としてございます。

以上が、各施策の方向性でございます。

最後に、5番目の循環型社会と低炭素社会の統合に向けた取り組みでございます。ここは、結びの部分でございます。現在、地球温暖化による環境危機が顕在化しております。また、化石燃料や鉱物資源の枯渇も懸念をされております。こういった状況から、循環型社会と低炭素社会の統合に向けた取り組みが必要である、としております。循環型社会に向けた取り組みは、資源回収の徹底、廃棄物焼却による熱回収・熱利用などでございます。低炭素社会に向けた取り組みは、エネルギー消費の抑制、エネルギー効率向上などでございます。人口密度が高く、商業・業務地域の集積がある豊島区におきましては、これを効果的に行える特性を有しており、取り組みの必要性も高く、実施すれば効果が非常に大きなものがある、としております。これを受けまして、廃棄物の適正な処理処分やごみの減量に加え、環境政策との融合を図ることで、持続可能な地域社会を目指す、と結んでございます。

もう一方の資料の第8-2号、答申素案の本体をお出しいただきたいと思っております。1枚めくりまして、目次のところをご覧いただければと思います。概要でお示ししましたように、1. 答申にあたって、2. 清掃・リサイクル事業の現状と課題、3. 清掃・リサイクル事業の将来像、4. 各施策の方向性、最後に5. 循環型社会と低炭素社会の統合に向けた取り組み、という整理をしております。

最後に、参考資料として5つ載せてございます。これは本日初めてお示しをするものでございます。24ページをお開けいただきたいと思っております。ここから参考資料が始まります。1枚おめくりいただきまして、25ページから30ページまで、答申の本文におけるわかりにくい言葉を選びまして、それぞれについて説明を加えてございます。次に、31ページでございます。ちょうど1年前になりますけれども、区長より、19年9月25日に、当審議会あてに諮問をさせていただいた諮問書の中身でございます。32ページから33ページまで、その諮問理由が書かれてございます。次に、34ページです。当審議会の委員の名簿でございます。35ページ、36ページについては、審議会の審議経過の概要を整理してございます。最後に37ページですが、その他意見としまして、家庭ごみの有料化に関して反対意見がございましたので、ここでその反対意見を書かせていただいております。

私からの説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。ただいま事務局から資料の説明がされましたが、答申素案に関しての審議を始めたいと思います。答申素案の本体は文章になっていますが、資料第8-3号はそれを要約したもの、概要となっております。

審議の進め方としまして、資料第8-2号、本体の方のページに沿いまして、順次議論を進めていきたいと思えます。

まず資料第8-2号の目次です。答申の骨子に即して目次がつけられております。これに関しては特にご意見はないと思えますが、何かございましたらお願いします。こういう章立てというか、目次立てで問題ないでしょうか。これまでもこういう流れで審議会を進めてまいりましたので、ご異論はないと思えますが、最終確認をさせていただきます。大丈夫でしょうか。

では、問題ないということで、2ページ以降に進みます。1. 答申にあたって、2ページ、3ページですが、この部分のご確認をお願いしたいと思います。テキストファイルは事前に委員の皆さまのお手元に送付されたと思えますが、その中で特にお気づきの点がございましたら、この場でおっしゃっていただくとありがたいです。あるいは、補足すべき視点等がございましたら、あわせてご議論いただければと思えます。

ここは清掃・リサイクル事業の現状と、昨今非常に話題になっております温暖化との関係を説明しております。そういった状況を踏まえまして、清掃・リサイクル事業のあり方を審議していくという、答申にあたっての考え方が書かれている箇所でございます。

では、後で気づいたということでも構いません。特にないようでしたら先に進みます。

先に進みまして、これまでの審議会でも議論されてきたところでございますが、4ページから14ページの、2. 清掃・リサイクル事業の現状と課題、という部分でございます。この部分は、4ページから3Rの取り組み、それから9ページから事業系ごみ対策、11ページから家庭ごみ対策、13ページからシステム評価ということで、これまでの審議会の中で主要な審議項目として順次進めてまいりました内容をもとに、さらに審議会でも参考資料として配られた資料などをベースにまとめてある部分でございます。この内容に関して、前回の審議会でも確認されていると思えますが、今回、文章化されたものが出ておりますので、ご指摘の部分がありましたらご意見をお願いしたいと思います。

○委員 5ページに、一部の者による資源回収対象物の持ち去りが頻発しているが、清掃・リサイクル事業に対する区民の信頼を保持するため、これを防止する対策を講じることが必要である、と書いてあります。このとおりに書いていただいているのですけれど、具体的に実現できるような、もう少し文言を強化していただきたいですね。今朝も集積所で、空き箱を積んだ回収業者の車を見ました。資源を全て持って行かれてしまいます。今日、周囲の人に、持ち去りの状況はどうか、と聞きました。缶の回収日ではないから缶の持ち去りはなかったようですが、新聞紙などは業者がトラックで持って行ってしまったそうです。資源回収は、区で仕組みをつくって、区民が協力しているものです。答申で、単に、対策を講じることが必要である、という表現だと、必要であるという認識だけで終わってしまうような気がしま

すので、他の自治体のように早急に条例化するなど具体的な対策を入れてほしいと思います。

○計画管理課長 今のご指摘の部分なのですが、具体的な方策については別の部分に記載しております。17ページをご覧いただければと思います。容リプラ回収の施策の方向性のところ、17ページの下から3行目ですが、分別収集に協力する区民の信頼と資源の適正な循環を確保するため、法的な基盤整備を含め、集積所に出された資源の持ち去りの防止策を早急に講じるべきだ、ということで整理をさせていただきます。

○委員 早急にやっていただくような方向性を、しっかりと記載していただければ結構です。

○委員 すみません、何点かお伺いしたいのですが。私は、途中何度か審議会を休ませていただきました。その間に議論がなされているとしたら恐縮なのですが、まず、容リプラ回収の指定法人ルートの導入についてです。この審議会がスタートした最初の段階では、容リプラ回収の導入・検討というトーンだったと思うのです。この概要版のところには導入すると明確に書いてありますが、詳細版のほうでは検討という表現になっています。その辺が少しわかりにくく感じますので、どのような考え方なのかということ、再度確認させていただきたいと思います。

次に、ペットボトルの店頭回収についてですが、この審議会で意見が出ましたが、行政回収をやめるということについて、行政が後退したという誤解を招かないよう、業者さんが回収するような仕組みを定着させるという方向性だったと思います。これに関する説明がより明確であったほうがいいのではないかと思います。

次に、集団回収についてですが、短期的な対応ということで、マンションを対象とした集団回収を普及・拡大させる、とあります。これに関しては、既に町会の方々へ、5月や6月の区政連絡会で説明がなされていると思います。ただ、現状を聞くと、本当に進んでいくのだろうか、という印象を感じます。集団回収については、区民部とも連携して実施する必要があると思います。現状を答申に載せる必要はないと思うのですが、短期的な対応として、今年度から進めていくということであれば、現在どういう状況なのかということに関して、補足的な資料などが必要になってくると思います。集団回収の方向性は、マンションへの普及を含め、地域の必要に応じた新たな担い手の開拓が課題である、という第三者的なぼやけた感じの表現になっていますが、現状を踏まえた問題点や今後の取り組みについても確認しておく必要があると思っています。

次に、事業系ごみ対策についてですが、中期的な対応のところ、民間収集への移行状況を踏まえ、という表現になっています。当初は、積極的に民間収集へ移行するというトーンだったと思うのですが、少しトーンダウンしたように感じます。事業系ごみを民間収集へ移行するに当たって、負担がかかる方々もいらっしゃるわけですから、どういったことが問題で、どういうことを注意しなければならないのかということを含めて整理が必要ではないか、と思っています。

最後に、家庭ごみ対策ですが、第2期審議会答申での家庭ごみ有料化の方向性について記載されています。ただ、この答申を受けて、ある程度検討したことや、実施したことがあるかと思いますが、そのことが活かされていないような感じがします。ある程度検討をした中



での反省や気づいた部分などを踏まえ、次の段階での課題を解決するという形にならないと、第2期の答申は何だったのだろうという感じがいたしますので、そこについて確認させていただきたいと思います。

○会長 全部で5つですね。

○委員 会長、私の方から回答させていただいてよろしいでしょうか。

まず、容リプラ回収でございますが、方向性がトーンダウンしたのではないか、検討から実施になっているのではないか、というご指摘ございました。若干ニュアンスが違うのかもしれませんが、私どもは、審議会で容リプラ回収を実施するという大きな方向性を出していただいたと認識しております。ただ、実施にあたっては、検討しなければならない事項が多数ございます。その条件整備をしっかりと行ったうえで、各方面のご理解、特に区民の方々のご理解を得て実施をすべき、という素案になっていると理解しております。

次に、ペットボトルの店頭回収でございますが、具体的に答申へどのような形で盛り込んでいただくのか、議論がある部分だと思えます。具体的に言いますと、コンビニさんの新たな負担等についての配慮ということになるかと思えますが、家庭系のペットボトルについては資源回収回数を倍増するという事で地域における体制を整備いたしましたので、店頭回収は事業者の責任としてやるべきだという原則論を素案でまとめる形にしております。

次に、マンションの集団回収ですが、施策の方向性の部分に具体的に書かせていただいております。現状と課題の表現は、ご指摘のように少し中途半端なものになっておりますが、具体的には19ページにできるだけ実態に即した形で書いたつもりでおります。

現状でございますが、現在8団地を候補といたしまして、具体的に地元の町会さんと一緒にそのマンションと協力して実施できないかという方向で詰めております。ここの中から具体的に取り組んでいただけてところが出てくるのではないかと考えておまして、実例が出てくれば、相当な波及が期待できるのではないかと考えております。

次に、事業系ごみ対策でございますが、具体的にどういったことが民間収集への移行にあたって障害になっていくのかということについては、基本計画のレベルや、我々の事業実施のレベルで検討することになるかと思えます。答申では、基本的・原則的なレベルで、事業系ごみの収集における行政の役割をはっきりと示していただくということにさせていただきました。

最後に、家庭ごみ対策ですが、前期の審議会で家庭ごみ有料化を提起していただいたということは現状と課題に書いてございます。具体的な条件整備、つまり有料化導入に際し何が必要なのか、ということが課題だと認識しているのですが、21ページにそのことについて書いてございます。他の自治体等の状況調査、途中で中止させていただいたモデル事業の結果などを踏まえますと、戸別収集の検討が不可欠であり、有料化導入の条件にすべきであると考えております。さらに、家庭ごみの有料化をお願いする場合には、容リプラの資源化もあわせて考えなければならないのではないかとということで、2つの施策を前提条件にするという構成になっております。今後、この答申に基づいて具体的な計画をつくる場合には、容リプラ回収や戸別収集などの組み立てにまず着手することになるのだろう、と考えておりま

す。

○委員 答申は施策の方向性を示すものですから、先ほどいろいろ伺った点は、細かい部分も含めたことですので、必ずしも質問したことを書かなくてよいかと思います。今のお答えで概ね結構かと思うのですが、容リプラのことについては、概要では導入するというところで明確になっているのですが、この答申素案だけを見た人は、検討が必要であるという表現にとどまっているので、導入するのかもしれないのが伝わりにくいと思います。リサイクルなどに注目していらっしゃる様々な団体の方は、豊島区がこの指定法人ルートに則して容リプラ回収をやるのかやらないのかということに相当注目していますので、方向性について、もう少し明確にすべきだと思います。導入に向けて検討するといった表現であれば、導入する方向性が明らかになると思うのですが、素案では不明確な表現になっていると思います。いかがでしょうか。

○計画管理課長 ご指摘の点はもっともだと思います。部長からお話しをさせていただきましたとおり、基本的な方向性としては導入するというところでございます。先ほど、この素案の文章で誤解を受ける点があるというのはご指摘のとおりかと思いますので、この点については整理をさせていただきたいと思います。

○委員 確かに労作ではありますけれども、もう少しわかりやすいまとめの方法があると思います。例えば、課題の部分は課題として整理したものを項目別に分けてしまえば、それに対応して方向性が出てくるので、分かりやすくなるかと思います。これだと、読んでいるうちに混乱してしまう感じがします。

○会長 現状と課題を整理している段落において、取り組みに絡むことまで書かざるを得なくなっているということでしょうか。そこは、もう一度検討した方がいいかもしれません。

○委員 部長にお伺いいたしますが、戸別収集が家庭ごみ有料化の条件であるというのが、どうも理解できません。まず、各世帯に収集箇所を設けるという条件が、ごみ収集を実施するうえで果たしていいものだろうか、疑問を感じます。集積所の掃除は誰がやるのだろうか、と不安を感じます。私の家の前が集積所になっていますけれど、ここの清掃は向かいの牛乳屋さん和我が家とが交互にやるという取り決めをしています。集積所が1軒1軒の家の前に置かれるとなると、掃除がされないのではないのでしょうか。

また、なぜ有料化と抱き合わせになるのかという疑問があります。もう一つ、有料化による手数料収入の金額が、戸別収集作業による費用の増大とちょうどマッチしてしまうのであれば、有料化の効果があまり感じられないように思います。他の事例もありますので、有料化そのものがごみ減量化の重要な要素だということは理解できるのです。捨てる側にお金がかかるとなると、一つの袋に目いっぱいにごみを入れるなど、色々な工夫をしますしね。また、ごみを少なくして資源を多くするということも進むようです。有料化によるごみの減量は一過性の現象だったという話も聞きますが、一定の効果はあるのだらうと思います。ただ、その手数料収入の部分が、収集費用に転嫁されてしまったのではあまり意味がないと思います。

ごみの減量化について区民の方をお願いしていくような運動が行われる際、5%でも1

0%でもいいのですが、ごみ量を減らす目標が見えてくれば効果的ではないかと思いますが、それがあまり見えてこないという印象もありますね。

- 計画管理課長 まず、現状における集積所の状況から、戸別収集に切り替わったときに誰が清掃するのだ、というご意見についてですが、敷地の立地条件によっては少し道路側に出てくるのかもしれませんが、ご自宅の目の前にごみを置いていただくことになれば、それぞれの世帯で責任をもって清掃していただけるのではないかと、私どもは期待をしております。

それから、もう一つ、有料化に伴って戸別収集を実施すれば、当然それ相応の費用負担が発生します。戸別収集実施に際しては、収集車両と収集作業員に関する経費を増やす必要がございます。前回の審議会で、23区で唯一戸別収集を全域実施している品川区の例をひいて試算をいたしました。有料化を導入しても、これが財政収入になるということではなくて、戸別収集を実施するために、その収入が吸収されていくのはご指摘のとおりでございます。ただ、有料化の本来の目的は、財政収入ではなくて、ごみ減量を図っていくということにございます。実際、先行実施している自治体におきましても、程度の差異は見られますが、それなりのごみ減量効果が見られております。歳入が戸別収集に消えてしまったとしても、あくまでもごみ減量の施策としての導入を図っていくということからすると、歳入が費やされてしまってもやむを得ないと考えております。ごみ減量の効果が上がればいい、という考えでございます。

- 委員 反論するわけではなのですが、よろしいですか。

ある自治体の例を見ると、一時的にごみが減った後に、また元へ戻ってしまったというデータがあることも事実です。有料化には、一時的な効果があることは明らかです。要するに意識改革ですね。ところが、導入後、一定期間が過ぎてしまうと元に戻ってしまう。区民のごみ減量意識というのは非常に重要で、それを継続させるための方式を初めから考えていったほうが減量化につながるのではないかと、思っているのです。住宅地の集積所を見ていると、資源回収の日にきちんと資源を出すという人たちが減ってきています。雑誌のかたまりやダンボールのかたまりなどを、ごみの中に入れてしまうようです。区民の意識が弱くなっているからこそ、分別がなされなくなってしまうのでしょうか。私個人の考えですけど、そういったことを強調した方が、効果が大きいのではないかと、思っています。

- 計画管理課長 おっしゃっていることはそのとおりだと思います。有料化した場合、一番危惧されるのは、いわゆるリバウンドです。何も対策をしなければ、一定期間が過ぎてしまうと、またごみ量が増えていくという状況は想定されると思います。継続的な意識啓発、場合によっては資源回収の枠組みを変更していくなど、様々な取り組みをある程度継続していかないと、全体としてのごみ減量効果は上がってこないと考えられます。他の先行自治体における取り組みをみても、そういった状況が確認されています。

したがって、有料化を導入するだけで全て問題が解決するということではなくて、導入後、資源化についても、ごみの収集の仕方についても、絶えず見直しを図って、変更すべき点は変更していく、見直しを図っていくというのが、意識啓発を図るためにも重要なことだと思っております。

○委員 最近、町会の役員を仰せつかりました。町会の仕事の一部をお手伝いすることで、町会というところの実態が少し分かってきました。大変申しわけないのですが、先ほど話にでた集団回収に関して行政に対する不信感をお持ちなのですよ。集団回収というのは、自分たちが独自に黄色い旗を立てて新聞などを回収する仕組みですね。町会の役員の方々が回収して、それを自主的に売却して、町会会費にしているということについて初めて聞きました。これに関して、ドロップアウトしてしまったのか、という印象を感じているのです。もう少しよく事情を聞いてみなければわかりませんが、どういうやり取りでそういうことが、要するに役所とのやり取りがきちっと備わったものは当然、費用として、収入として町会なり集団に対するものが返されるわけですよ。

○計画管理課長 このことに関して、委員との間で、以前にやり取りをしたことがあったかもしれません。集団回収は、昭和47年の開始以来、かなり長い歴史の中で今日に至っております。これは基本的には町会や自治会の自主的な取り組みということになります。したがって、例えば古紙を取り扱って、それを町会が決めた業者に売却するわけですが、その売却益は町会の収入になります。現在、資源の相場自体も下がり気味ですが、それでも以前に比べると高いところで推移しております。そういった市場の動向に関わらず、私どもから報奨金という名目で各町会に支援をしております。現在は1kgあたり6円でございます。過去には、全く資源に値がつかなかった時期もありまして、そのときには、取り扱う業者にお金を払わなければ成り立たないような状況もございました。また集団回収は自主的な事業ですので、仮に新聞紙が売れてお金になったとしても、これは区の歳入ではなくて、それぞれの町会の歳入になっているということでございます。

○委員 前回の審議会だったと思いますが、廃プラスチックのサーマルリサイクルに関して、あくまでも資源回収を最優先として、しっかりと位置づける必要があるのではないかという発言をさせていただきました。資源回収などを徹底したうえで、最終的に残ったものを処分場に持っていくような措置をとらない限り、処分場の延命という目的に合わない、という趣旨だったと思います。そういう部分に関して、具体的には触れられていないですね。廃プラのサーマルリサイクル自体が、最終処分場の延命効果という流れの中で目立つような書かれ方がされています。今回の諮問は、あくまでも資源循環型地域社会の構築に向け、という形になっているわけですから、やはり資源回収の徹底という部分をきちんと表現していただきたいと、改めて思っています。

それから、2つ目ですが、先ほどから話題に出ている容リプラの関係なのですが、これも前回の審議会でも、なるべく早く取り組んでほしいと要望いたしました。もちろん、それにはさまざまな問題があるということは、この間の審議の中でも明らかになっています。素案の現状と課題のところを見ると、区民負担が増加することも考慮すべきであるとか、異物除去の徹底が求められるとか、保管するための指定保管施設が必要であるとか、まさにそのとおりで、こういうところに容リ法の問題があると思います。それから、豊島区の中でも保管施設をつくることのできるのかというような問題もあって、そういった面については、法律自体にも問題があるし、国の姿勢に対しても問題があるだろうと思います。

しかし、そういう困難さだけが載せられてしまうと、導入する、という表現が一応書かれてはいますけれども、実際はどうなのだろうかと思わざるを得ない感じになってしまいますね。私は、この文章を見たときに、導入という表現をしていても、実質的には少し後ろ向きなのか、と改めて感じました。問題点を明らかにしていただくことは正しいし、今後取り組まなければいけないことをはっきりさせることも正しいことだと思います。法律そのものに大きな問題があるということで、国に対しても働きかけをしていくというようなことをできれば明記してほしいと思います。それと並行して、豊島区の中で具体的に容リプラ回収を導入していくということを、答申の中で示していただきたいと改めて思いました。

それから、3つ目なのですが、ペットボトルの店頭回収に関しては、見直しというよりも、今の状況では必要ではないかという意見がかなりあったという印象を持っています。将来的には、経過の中で見直しという方向性が出てくると思うのですが、今の実態では、コンビニでの回収率は非常に高い数字を示しています。それに対して、こういう表現や方向性の出し方というのは、どうなのだろうかと思いました。

それから、事業系ごみ対策についてですが、小規模事業者への対応として、誘導的施策という表現がなされています。また、その下の方には、十分な配慮をしなければならないという表現がなされているのですが、具体的にこういった施策が導入され、進んでいくことを想定するのであれば、もう少し明確な、具体的な表現をしていただきたい、という思いがあります。もちろん、こうした表現を取り入れていただいたことに関しては大変ありがたいと思っていますが、少し抽象的ではないかという印象があります。

最後に、繁華街のごみ収集に関してですが、実際に収集日が毎日でなくなったときにどうなるのか、繁華街の実態に即したうえで収集日を減らしていく、そして、食品のリサイクルを進めていくなどの対策や課題が出てくるだろうと思うのです。しかし、今回の答申では、とにかく収集日を減らすということが最優先で出されているような気がしますので、私にとっては非常に不安な点です。

○計画管理課長 今、4つほどご指摘をいただきました。事前にお送りした答申素案から体裁を変えた部分を含めて、お答えさせていただきます。

まず1点目の、廃プラサーマルと資源回収との関係でございます。前回の審議会で、廃プラサーマルの記述の部分で資源回収のことを触れていないというご意見がありましたので、2ページ、段落にしますと3つ目のところですが、廃プラサーマルとあわせて新資源回収の実施によって資源回収を倍増させるという記載を入れてございます。

それから、容リ法の関係で、導入すると書いてあるけれども後ろ向きではないかというご指摘をいただきましたが、17ページの、短期的・中期的な対応として、容リプラ回収の方向性として、新資源回収の周知・徹底を図り、これと並行して、指定法人ルートへの移行のために必要な条件を精査の上、容リプラ回収を検討、導入すべきだと明確に表現してございますので、私どもは、決して後ろ向きであると考えておりません。また、先ほど、分別の徹底や、異物の混入の除去の必要性など、容リプラ回収システムに関する否定的な要素を書き連ねているのではないかとご指摘もいただきましたが、現実問題として、今の制度の中

では、そういったことを実施しなければならないことは事実です。実際、他の自治体で困っている例があるのですが、回収した容リプラのランク付けをされてしまうのです。A、B、Dランク、CがなくDランクという3つの区分で評価がされるのですが、異物の混入、あるいは危険物の混入が確認されたら、それだけでDランクにされてしまいます。そうすると、改善傾向が見られない場合、少なくとも1年間は指定法人ルートに乗っていかないことになります。その間は独自に処理をして、このように改善をしました、いうことでようやく指定法人ルートに復帰できるという制度でございます。制度上、そういったシステムになっておりますので、回収する容リプラの質というのは非常に重要になります。そういう意味で、後ろ向きということではなくて、指定法人ルートの運用上、こういった条件というのは非常に大きな問題でございます。

3点目のペットボトルの拠点回収の部分で、方向性が違うのではないかとおっしゃっていましたが、審議会でなされていた議論は、このような方向性でございます。当初は単に廃止といった表現で書いてありましたが、これを改めまして、店頭回収ボックスを置いておくこと自体を取りやめるというようなことではなくて、それは継続して実施していくことを明らかにしています。ただし、回収の方式として、行政が今後とも担い続けていくということではなくて、それを事業者等の責任として、事業者の自主回収方式に移行できないかということによってこういった方向性が出されているのだと理解しています。

それから、事業系ごみの行政収集見直しの部分で、小規模事業者への対応策について、委員から、救済策について前回ご指摘をいただいておりますが、20ページに書かれており、短期的な対応の中で、商店街単位で民間収集との契約を促進する事業など、小規模事業者が民間収集に切り替えるような誘導的な施策を展開すべきだ、ということを確認してございます。中期的な対応の部分の、小規模事業者への配慮についてでございますが、こういったことが誘導的な効果をもたらすのかというのは、民間収集への移行の状況を踏まえ、今後、具体的に詰めていかなければなりません。現段階での中期的な対応の方向性として、配慮という表現を盛り込ませていただいたということでございます。

それから、繁華街収集でございますが、排出状況の調査結果を踏まえて見直しをすることになるかと思えます。清掃・リサイクル事業の将来像の部分にも、定期的なモニタリングをするという内容に言及しております。既に私もは事業系のごみの排出状況について調査をし、今後とも継続的に実施していく予定でございます。その結果を活かし、それをベースにして繁華街収集について検討していくことになろうかと思えます。

- 委員 一つ一つご回答いただいて、大変ありがたかったです。書かれていることがすべて後ろ向きだとかということではないのです。ただ、前回の審議会でも言ったとおり、例えば廃プラサーマルの目的として、最終処分場の延命化など、という表現がされてますね。ここの「など」書きには、様々なことが含まれているのだという認識は持てるのですが、廃プラサーマルリサイクルを導入するということは、単に燃やすものを多くするというのではなくて、資源化など、ごみを減らす対策を全部行って、最終的に残ったものを処分場に持って行かざるを得ないのだ、ということだと思えます。そういうことを、多くの人にきちんと認識

をしてもらうため、私は、そういった側面を強調した形で、もう少し具体的に書いていただきたいという思いがあります。

それから、容リ法の関係ですが、おっしゃられたように自治体での処理は本当に大変だという声をたくさん聞いております。自治体でもできることには限界があって、これではなかなか23区にも広まらないという経過はよく分かります。いろいろ容リプラ回収の問題点をご指摘されているのですけれども、これらが解決しないとなかなか進みにくいのだろうと思います。解決させながら進めていく、という取り組みを含め、検討から導入という表現になったということは、私はかなりの前進だと思います。ただ同時に、問題解決には必ず限界が必ず出てきます。やはり、単に豊島区だけで検討していくということではなくて、国に対しても働きかけをしていくことが必要だと思います。法的な部分でのかなりの厳しさ、限界があるという内容にできれば触れていただきたいという思いがあります。

他のところはご説明で理解できました。事業系ごみの部分に関しては、配慮していただいているということで納得はできます。

○会長 進行の不手際で、現状と課題の部分を超えて、方向性の議論に入ってしまったております。申しわけございません。

既に方向性について議論いただいておりますが、その前の15、16ページに、清掃・リサイクル事業の将来像に関して、3つの視点から整理されている箇所がございます。この部分についてご議論いただければと思うのですが、いかがでしょうか。既に17ページ以降の方向性については、一部、ご議論いただいているところですが、現状と課題に即す形で方向性が出てくるということで、いかんともしがたいところかと思えます。将来像に関するこの3点に関しては、既に審議会でも議論いただいているところがございますが、加えてご意見などございましたらお願いしたいと思えます。

この後、方向性についても、さらに議論いただきたいと思っておりますが、まずこの15ページ、16ページにつきましてお願いいたします。先ほど、16ページの区の地域特性を踏まえた施策の展開の箇所で、繁華街地区の事業計画に関して、モニタリング等の事業展開が必要だという指摘がございました。その他、ございましたらお願いしたいと思えます。

今ではなくても、また後ほど戻っていただいても構わないので、先に進みます。既にもう17ページ以降の各施策の方向性の部分でのご議論もいただいているところがございますが、継続してこちらも視野に入れましてお願いしたいと思えます。22ページまでの議論ということで、どこからでも結構ですので、お願いしたいと思えます。

その前に、先ほどのサーマルの件で、3Rの優先順位に即して、最終的に資源化などができないもののみをサーマルすべきというご議論がありました。これはもっともなご議論だと思いますが、3Rの優先順位以外にも、コストパフォーマンスなどの側面も非常に重視されるべきで、特に貴重な区の財源を使うわけですから、費用対効果の点からも考える必要があると思えます。基本としてはマテリアルリサイクルが優先ですが、コスト面や経済性などから、サーマルリサイクルの採用も致し方ない、ということもあり得ると思えます。

先ほど申し上げましたように、既にご議論いただいているところがございますが、特にこ

の各施策の方向性に関しまして、加えてございましたらお願いしたいと思います。

○委員 先ほどの〇〇委員のお話の中での容リプラに関することは、直接的には我々が行っていますので、実態を少しお話ししたいと思います。まず場所ですが、都内に限定しますとほとんどありません。そういう少ないところで中小の企業が、今、取り組み始めていますが、許認可の問題が非常に厄介なんですね。許認可を取るまでに時間がかかります。また、設備にも当然費用がかかるわけです。加えて、会社の規模が小さいがゆえに著しく生産性が低くなり、結果としてコストが上がってしまいます。まだ我々も始めたばかりですけれども、リサイクル工程には、実際にこんなにお金かけるのかという状況になってしまいます。隣に座っておられる〇〇委員は既に前からやっておられて、一番実態を知っていると思いますが、これから各区が容リプラ回収に取り組む中で、分別状況が非常に悪くなるのが想定されます。そうすると、最終的には人海作戦しかありません。選別のラインをつくってしっかりと分別していかないと、先ほどの話のあったA、B、DのDランクになってしまいます。人手をかけますので、回収されたプラスチックの質が悪ければ悪いほどお金がかかってしまう。こういった実態があるので、まだ競争原理は生まれていないんですね。

他区でもいろいろな動きがありますけれど、今は、多くは様子見という感じですね。ですから、今後、そういった状況の中でより適切な方向性や方法論が出てくるのだらうと思います。回収した容リプラを他県にまで移動するとなると、今度は運賃の方がかさばってしまいます。また、輸送効率も低下してしまうと思います。そういう問題がありますが、私の見る限りでは、単純な作業なので、生産能力が上がればコストは安くできるでしょう。ただ、その許可を取るためには3年かかるんです。最初の設定時には、5トン未満でつくらざるを得ません。その上になりますと51条、14条という条項が引っかかってきます。区や都の委員会に図られて決定されるということですから、行政の指導書には3年を要すると書かれているのです。地域の問題も含め、実態として、リサイクルのための施設が作られなければ、容リプラに関して処理が進まないという状態だらうと思います。

○委員 今、〇〇委員からの意見がございましたけれど、手前どもが実際に経験していることを少しお話しさせていただきます。ご近所の同意がいただければ、5トン未満の施設であれば工事用認可等で比較的容易に建設できます。しかし、実際に区の収集車が、そういった施設へ集まってくると、これは一体何なんだということで、必ず近所からクレームが来ます。藤居委員さんの会社も、手前どもも、昔から資源回収という形での仕事をしていますから、何か始めたんだらう、という程度で済んでいますけれど、新たに参入された業者は大変です。また、5トン以上の施設に関しては、先ほど許可までに3年かかる、というお話がありましたけれど、それは、圧縮機そのものにかかるものなのですが、3年かかってその施設許可をいただいて、その他に選別の行程、袋を破る行程などがあるので、施設許可を取りますと、そういった工程の改造をするためにも、必ず1回1回、全部詳細図を出して許可を得なければならないのです。その許可に、半年から1年はかかってしまいます。よって、仮にDクラスのプラスチックベールを出してしまった場合、こことここを直せば改善される、というラインの変更も1年かかってしまうという状況に陥ってしまうのです。手前どもにも、以前はB



クラスで評価されていたものが、Dクラスになってしまったという事例がございます。あるいはAクラスのもものがDクラスになったという事例もございます。これは、マテリアルリサイクルに持っていくとなると、それだけの高い分別精度が要求されているからです。

すぐにラインを改造できて、品質向上に見合うだけの改善がすぐに行えればいいのですが、いちいちと言ったら失礼になりますけれど、その都度行政の許可が出るまでに相当な時間がかかってしまうのです。現状では、許可が下りる間は、作業員をさらに投入しなければならないということで、悪循環を繰り返すような状態になってしまうのです。

また、23区には土地がないというような事情もあって、今、23区のうちで2区は県外に回収した容リプラを出していますね。和光市、そして習志野市に出しているかと思います。現状では、隣接している区ではそういった対応をして、時期が来れば自区内で処理ができるように、という動向があります。

○委員 今、現場のお話を伺いましたが、実は私はもう一つの仕事が行政書士でございまして、メインの仕事としてこういった廃棄物処理業の許可を請け負っておりました。ここ数年議員の方がメインなものですから、こういった具体的な手続きから離れていたのですが、何か懐かしいような気持ちで51条許可などのお話を伺っておりました。現状として、この許認可の問題は非常に大きなハードルになっています。ご承知のとおり、燃料費が現在非常に上がっていますから、単純に県外に出せばいいというような状況ではないと思います。今後もそういう状況は続くと思いますが、単純に普通の業者と同じように許認可を受けるというよりも、行政サイドでお願いするわけですから、この許認可の面での課題に関して、区の方でも協力していくような形でないと指定法人ルートというのはいまうまく運用できないのではないかと個人的に思っております。

この答申には、そこまで書くことはないかもしれませんが、先ほど容リプラ回収を導入するかしないのかということに関して少しこだわって伺ったのは、現状として先ほど〇〇委員からもあったように、法律自体にも問題があるし、様子見でやっているという自治体が多いといったことから見ても、様々な問題点があるという状況なのだろうと思います。今の仕組みの中で、指定法人ルートを採用するかしないかということよりも、仕組みそのものを変えていくという議論を審議会の中でしないと成功しないのではないかと感じています。単に、導入するかしないかということよりも、周辺の状況を含めた議論や意見も一緒に載せていくことが必要ではないかと思っております。

○委員 その点に関し、発生抑制の関係でいけば、デポジット制度などの制度を導入しなければならないという議論も出ていたかと思えます。豊島区が積極的に資源回収を行い、資源循環型の社会をつくっていくという姿勢を打ち出すのは非常に大事なことだと思います。でも、今の容リ法も含めて、制度上の限界、地方自治体が関わる部分の限界というのは相当あるのではないのでしょうか。例えば、3Rと言っても、実際には次から次へと色々な製品が作られて、その回収のために今度はリサイクルに奔走せざるを得ないような状況になっています。私は、もう少し資源循環型の社会の構築について、国に率先して進めてほしいと思っています。それから、容リ法の関係で、今具体的な問題点をおっしゃっていただきましたが、

多分それらもごく一部なのだろうと思うのですが、今、指摘のあった部分だけでも審議会で検討をしてもらいたいと思いますし、本当は答申にも載ればありがたいと思います。

○委員 先ほど、資源を奪われるという事件に関し、〇〇委員がいろいろお話しになっていましたが、東口の公園は、その資源を売買する拠点になっていて、埼玉県の奥の方のナンバーをつけた業者さんが公園及び道路を占拠しています。ほとんど一日近く、朝から夕方近くまで、浮浪者と思しきの方が運んでくるアルミ缶を売買しています。こういったところはぜひ規制していただきたいですね。

また、我々業者から見て疑問に思う点として、先ほどのペットボトルの店頭回収の問題ですが、大半はコンビニさんが拠点になっていますので、コンビニさんの負担を考えた場合、果たしてコンビニさんに回収する義務があるのだろうか、という気がします。実は我々はコンビニさんがお客さんなのです。コンビニの廃棄物に関して我々が回収しているのです。その中からペットボトルだけを除去して、行政の回収ルートに乗せています。これは最初のスタートラインがそういう形だったからです。その後はそのまま維持されているのですが、仮にそれが我々民間業者の回収ルートの中に入ってきて、我々にはそれほど負担ではありません。ただし、その量だけお店は処理料が払うことになる、ということだと思います。

同時に、今、ペットボトル及び缶、アルミなどが非常に高い値段で売買されている実態があるため、アルミ缶を家庭ごみの集積所まで取りに来ているというのが現実です。持ち去り業者のテリトリーができてきているような気がします。特にアルミ缶の回収コンテナはほとんど空の状態ですね。回収事業者は、売値を含めた収支によって行政と契約するわけですから、この実態を何とかしない限り、負担は民間業者に移ってしまう場合もあります。先ほど法令の準備という議論がありましたが、他の区では持ち去りを窃盗罪として捉えているところもあるようですが、それは大変難しいとは思いますが、ただ、何とかできないかとは思っています。

○委員 実際には、東口だけではなくて、西口の芸術劇場のところでも、毎日トラックで資源が持ち込まれて、重さを量っていますよ。それがどこから回収されるかということ、家庭ごみの集積所ですね。回収日の朝、8時前に持ち去り業者が集積所を回っているんですよ。この間、うちの集積所に缶を出しに行ったとき、缶をたくさん持っていた人がいたので、「あなたはここに置いていくの、持って行くの」と聞いたら、持って行きます、と言うんですよ。なぜですか、と聞いたら、「私はホームレスではありません。ある福祉施設の資金にするためにこれをいただいていくんです」とおっしゃるんです。「そうですか。でも、私たちがここに出すのはそういった意味ではないのですよ。そういう目的のために集めているわけではないのだから、あなたのやっていることには問題があるんじゃないですか。たとえいいことをするにしても、手段を選ぶ必要がありますよね。だから缶を持っていくはちょっと違うでしょう」と私が言いましたら、その方は帰られましたけれども、やはり警察などで、道路の上で資源の売買をしているということについて、しっかりと取り締まってほしいと思います。よって、区と警察の担当との話し合いも是非持ってほしいと思います。

それからもう一つ。私は、ペットボトルは表紙をはがして、キャップを取って、つぶしたうえで出しています。答申には、事業の概要について区民等への説明を十分に行う、と書い

てありますけれども、具体的な内容に欠けているため、このように書かただけでは普通の区民の方にはわかりません。私はペットボトルを真っ白にして出しますが、意識の低い方はそのまま入れてますね。恐らく、業者の方が手間をかけて、キャップを外して、セロファンをはがして、そして分別して処理しているのでしょう。そうしないと資源として利用できないわけですね。そういった意識改革は、地道にやっていくほかないと思います。そのためには、集団回収の方向性の部分に書いてある報奨制度はともかくとして、町会への経済的な支援などについても検討が必要だろうと思います。地域の中で小さいときから、子どもたちにきちんと後始末をするということを教えていく、そういう観点を少し盛り込んでいただきたかったと思います。

もちろん、路上での資源の持ち去りの問題、公園を占拠して週に何回かホームレスの人にご飯を配って何百人も来ている問題など、今、区の東口も西口も、町の中の公園は大変な状況です。それは、議員としても問題であると思っておりますけれども、皆さんからのご意見があれば聞かせていただきたいと思います。

○委員 会長、よろしいでしょうか。今の資源の持ち去りの関係でございますけれども、この答申の素案の中での扱いについてはご覧のとおりでございます。ここに法的基盤の整備を含め、と書いてございますけれども、今、事務的には、資源を持ち去った者に対する新たな刑罰の設定を含めて具体的に検討しております。したがって、そのための準備といたしまして、検察、および捜査機関である警察と具体的に事前協議をいたしてございます。実際、そうした行為を行った者の摘発ということになりますと、そうした機関の役割になります。我々の方でも、新たな刑罰でございますので、構成要件足り得るような条件整備、具体的には集積所の場所を特定するようなこと、が必要になってまいります。ご案内のとおり、集積所にも表示がしてあるところとはっきりしないところがございます。不法にごみが捨てられてしまうこともあり、集積所の表示をしないでほしいという方もいらっしゃいます。表示のないところで持ち去りが起きると、犯罪として成立しないということも想定されますので、事務的なレベルで、事前にそうした機関と協議をいたしております。そうした調整が整った段階で、条例の改正が必要でございますので、議会にお諮りをして、早急な対応を図っていきたくて考えてございます。

現在は、パトロール等を実施してございます。これも不十分であろうと思っておりますので、条例改正などを含めて、我々のパトロールの体制の充実を考えていかなければならないのではないかと考えております。蛇足ですが、以上でございます。

○会長 啓発や環境教育のお話がありました。非常に重要な視点だと思います。答申案には18ページの部分に、不十分とは思いますが一応盛り込まれていて、具体的な策については、今後の計画段階で入ってくるのではないかと思います。実際、環境教育の視点は、どの自治体でも非常に重視していて、本区においても重視されていると理解しております。

各政策の方向性ですが、短期、中期、長期に区分して個別の施策の方向性がまとめられています。短期は5年程度、中期は6年から10年、長期は10年を越えるということで、一定の区分がされております。それぞれの方向性は、個別具体策というよりも、まさに方向性

でございます、具体的には今後の計画の中に入ってくるのではないかと思います。

その趣旨を踏まえまして、これ以外に今までで出されました議論以外に何かございましたらお願いいたします。

それではひとまず、最後の23ページに移りたいと思います。ここはまとめの部分になります。また、前に戻っても構いませんが、とりあえず23ページを含めた形でご議論いただければと思います。この部分は、答申の骨子の段階では示されていない部分でございます。持続可能な地域社会づくりという視点で、循環型社会と低炭素社会、これは温暖化対策の進んだ社会という意味かと思いますが、その2つの側面を考慮に入れた上での循環型社会づくりが必要だということでございます。その推進のために、清掃・リサイクル事業においてどのような取り組みが必要なのか、というまとめになっていると思います。この部分の構成や内容に関しまして、これまでに議論してきた循環社会の構築に関しての方向性と整合しているかどうかという点も含めまして、何かございましたらお願いしたいと思います。

特にここでは環境モデル都市提案書の内容など、より具体的な形で書かれておりますけれども、いかがでしょうか。

- 委員 すみません、23ページではなくて、その前の部分なのですけれども、よろしいですか。少しややこしい話なのですが、システム評価の関係です。都区財調に触れた箇所、区の努力が報われるようなシステム、ということが書かれているのですけれども、23区で、しかも昼間人口が圧倒的に多いこの豊島区の状況を理解していただく努力が必要だと思っています。正確に理解していただくのは非常に難しいとは思いますが、この問題とは切り離せないものです。特に、コスト面においては切り離せない部分があるので、これを区民の方にもう少し理解していただくような努力が必要ではないかと思っています。答申で一応触れていますけれども、これでは全くわからないと思います。ただ、端的に理解してもらうのは非常に難しいので、相当な工夫が必要だとは思いますが、その部分を重要視していただきたいと思います。

都区財調だけではなくて、分担金の仕組みも23区及び豊島区の特異な制度だと思っておりますので、それも含めた形をお願いいたします。

- 委員 そうですね。このシステム評価を行うという答申を頂戴できましたら、早速この具体的な組み立てに入るわけでございますけれども、そのシステムの中で、今ご指摘の清掃一組への分担金の問題、それから都区財調の清掃関係経費の算定の状況、また、この間決着をいたしました工場のある区、ない区の間での負担の公平の問題、そうした金銭に絡むような問題をあわせてご説明できるようなシステム評価にしていくよう、工夫をしてみたいと考えております。

- 委員 今日はもうあえて要望はしませんが、結局、環境モデル都市の指定は受けられなかったわけですが、私は提案書の図を見たとき、建物が高層化をしていくことなどを含めた池袋駅を中心とした再開発が行われるわけで、その再開発と、低炭素社会の形成とがイコールになるのかどうかという部分に関して非常に疑問を感じています。コスト評価という問題ではなくて、資源循環型社会と低炭素社会とのあり方というのは、そもそもどういうものかとい

うことを、時間をかけて考える必要があると思います。私、今回審議会に出させていただいて、ご専門の方々の日常的な中でのご意見を聞かせていただけたのは非常によかったと思います。こうした中でもっと話し合っ、まちづくりも含めて考えていくべきではないかということ、改めて感じています。それが文章になるかどうかはともかくとしても、再開の進め方に関して一考すべきではないかと思いますので、意見として申し上げておきます。

○会長 資源循環型地域社会ですが、これは諮問文の方にある用語でして、具体的にどういう社会なのかイメージすることは非常に難しいと思います。循環型社会という概念に関しましても、人それぞれでイメージが違っております。実際、環境省において、循環社会白書というを出していますけれども、その中で、イメージ図を示しながらどういう社会が循環社会かという国民アンケートを取ったこともあるぐらいです。よって、豊島区ならではの資源循環型地域社会とはどのようなものなのかということについて、常に議論していく必要があるかと思ひます。

清掃・リサイクル事業の将来像のところ、清掃・リサイクル事業に限定した形での視点が提示されております。ですが、実際、これでどのような社会になるかというのは、イメージとして掴みにくいというのは私も思うところです。最後の23ページの部分でも、どういった社会になるのかというのは、具体的なレベルでは見当がつかない感じがします。ただ、以前に環境モデル都市提案書を出された際、モデル図を拝見しましたが、こういうイメージもあるのかと感じました。これは一つの考え方だと思いますが、様々な考え方がありますので、答申の中にどう盛り込むかということは別に、そういった議論は常に続けていく必要があるのではないかと思います。なかなか難しいでしょうが。

答申素案の本体部分に関しまして、全体についてご意見を今求めているところですが、いかがでございましょうか。前に戻っても構いませんが、何かどうしても言っておきたいということがありましたらお願いしたいと思ひます。

追加でご意見があった場合には、9月19日ぐらいまでに事務局にお知らせいただければと思ひます。そういうことでよろしいでしょうか。

ひとまず、23ページまでは終わっておりますが、どうしてもということがなければ、一通り終了ということでよろしいでしょうか。

では、ご協力ありがとうございました。

本日出されました意見やご質問については整理をしまして、当審議会としての答申を提出をするという手はずになると思ひます。

○委員 運営上のことにも関連するのですが、審議をかなり深めていただいて、私の意見も入れていただいた部分もあるのですが、家庭ごみの有料化などの問題も含めまして、今の段階では、私はこの答申そのものに全面的に賛成とは言えません。この素案を基にして、次回は答申になるわけですね。基本的には、次回の審議会にて改めて答申の内容に関して審議はしませんよね。ですから、今日が最後の審議ということになりますね。

そうしますと、私はこの答申素案に関して、一番大きい問題は家庭ごみの有料化なのですが、反対という立場をとらせていただきます。

○会長 今、ご意見ございましたが、ここで本日の資料第8-1号を見ていただけますか。答申提出の審議会が、10月21日の火曜日に予定されております。この期日の答申提出に向けたスケジュールですが、今日までの議論を踏まえまして、9月19日までに追加でご意見がありましたら事務局へ連絡をいただき、さらに皆さんからの意見等に関しまして、私と事務局で整理しまして、10月上旬に答申を事前に送付するという形式を取らせていただきたいと思いますと思っているのですが、いかがでしょうか。これは私からの提案です。答申は10月21日の予定です。10月上旬に完成した答申を皆さんに事前に送付するというスタイルを取ろうと考えております。

さらに今、家庭ごみ有料化に関して明確な反対意見が出されました。前回もそういった趣旨のご発言がありましたので、審議会として諮った結果、その取り扱いについては素案の最後の37ページのその他意見として、明確に反対意見があったという事実が残るような形で処理させていただきたいと思っています。ただ、諮問に対しての答申になりますので、答申の本文中に、こういう意見もあった、こういう意見もあったと列記するのは問題があると思います。最終的にはこういう答申だと明確にさせていただきたいと考えておりますが、議論の中では明確な反対があったという事実は残したいという趣旨で、最後の参考資料で示すようにさせていただきたいと思っています。

○委員 趣旨は言わなくても、各個に賛否を言っているわけですか。

○会長 賛否をこの場で言っているかということですか。

○委員 私も欠席が多いので申し訳ないのですが、意見は出ていますけれど、賛否に至るには議論が少な過ぎる状態だと思います。例えば家庭ごみの有料化には、私は基本的に賛成です。しかし、抱き合わせで戸別収集するのはいかななものかと思っています。他の自治体でのモデルはありますが、戸別収集が成功するのか、という不安があります。これを意見として言っているんですか。

○会長 審議会は意見を言う場ですから、それは言っていて構いません。

○委員 では、それだけです。

○会長 基本は、答申案をまとめるための会議ですので、すべての方の意見をすべて盛り込むわけにはいきません。その中で全体の、いわば最大公約数、審議会全体としての意見をまとめなければならないのです。そういう中での苦肉の策として、こういった措置をさせていただいた、そのように理解していただければと思います。

今、提案したスケジュールですが、こういった作業の進展でよろしいでしょうか。

(「結構です」の声あり)

○会長 この点に関しまして、事務局から何かございましたらお願いします。

○計画管理課長 先程の会長からのご提案のように、お気づきの点があれば、質問等も含めまして、9月19日の金曜日までに、メール、電話、いずれの方法でも構いませんので、事務局までお寄せいただければと思います。それに基づいて、事務局と会長とで責任をもって整理をさせていただきたいと思っています。

それから、整理したものについては、10月中旬に皆さまにお送りさせていただきたいと

思います。

○会長 それでは、本日の審議はこれにて終了させていただきたいと思いますが、次回の予定を含めまして、事務局からのご連絡をお願いいたします。

○計画管理課長 次回が最終回でございます。皆さまにおいては大変お忙しいところではございますが、10月21日の火曜日の午後3時から第9回の審議会を予定してございます。なお、最終的な答申を会長より区長にお渡しをいただくということが中心になろうかと思いますので、時間については1時間以内での終了を見込んでございます。開催の場所については、追ってお知らせをいたしますけれども、豊島区民センターの4階の会議室を予定してございます。

それから、最後に、まだ報酬をお受け取りになっていない皆さまについては、そのままお待ちいただければと思います。

連絡等は以上でございます。

○委員 重ね重ねで大変申しわけありません。日程の件なのですけれども、次回の審議会は10月21日の開催ということでした。基本的にこの日しか空いていないということを伺っていますので構わないのですが、他の議員の方々がどうお思いになっているかわかりませんが、この日は最終本会議の前の日なのです。私どもの会派では、最終本会議の前の日は、いろいろな日程が詰まっています。忙しいんです。議員としては議会を最優先にしますが、同時に議員という立場で出席をさせていただいている審議会も大事にしたいと私自身は思っています。私は今回、議会の最中の日程というのは、非常に大変だと思います。次回が最終回ですから今言っても仕方がないのですが、それぞれお忙しい方がご参加されている審議会なので、一定の限界はあると思うのですが、こういう日時とこういう日時があつていづれがよいのかというようなことを、事前に聞いていただけると、ある程度考えられたか、という思いがあります。

他では、そういうことを実施している審議会が複数あるということを知ったものですから、今度は、ぜひご配慮いただきたいとお願いをします。

○会長 事務局、よろしく願いいたします。

それでは以上をもちまして第8回豊島区リサイクル・清掃審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

(午後3時50分閉会)

提出された資料等	資料第 8 - 1 号 審議会における検討スケジュール 資料第 8 - 2 号 豊島区リサイクル・清掃審議会答申素案 資料第 8 - 3 号 豊島区リサイクル・清掃審議会 答申素案の概要  参 考 資 料 豊島区における廃棄物等のフロー
----------	---